

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中央第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1,301 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1,299 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 9 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から45年12月までの国民年金保険料については、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年11月から49年3月まで

昭和50年1月から3月上旬ぐらいの時期に、夫婦で国民年金に加入するため市役所へ行った際、未加入期間をさかのぼって納められる特例納付を勧められたので、私の私立学校教職員共済組合の退職一時金により夫婦共に支払った。それなのに夫婦共その期間が未納とされていることは理解できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成19年11月21日付けで昭和46年1月から49年3月までの期間の年金記録の訂正が必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官へのあっせんが行われている。

一方、昭和42年11月から45年12月までの期間については、申立内容どおり、特例納付により納付していることは認められるものの、申立人は私立学校教職員共済組合の組合員であるため、国民年金被保険者となり得る期間でないことから平成20年2月に還付がなされている。

しかしながら、この私立学校教職員共済組合の組合員であった期間は、退職一時金が支給され年金額の計算の基礎にはならず、年金給付がなされないことが過日確認されたところであり、申立人が保険料を納付してから既に30年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、被保険者となり得ないことを理由に、申立期間のうち昭和42年11月から45年12月までの期間について、被保険者の資格を認めず納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

判明した新たな事情を含めて改めて判断すると、申立人の納付記録については、昭和42年11月から45年12月までの期間について国民年金保険料納付済期間として記録を訂正すべきものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの期間及び53年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年10月から53年3月まで  
② 昭和53年7月から同年9月まで

美容院開業後、母親から国民年金の加入を勧められ加入手続きをした。その後は、自宅兼店舗に集金に訪れる婦人会の集金人に国民年金保険料を支払ってきた。保険料を納付したことは間違いないので、納付記録が無いことについて納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、昭和39年8月の国民年金への加入以来、第3号被保険者に該当する直前の62年4月までの期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は当時の納付状況について、自宅兼店舗に婦人会の方が集金に来ており、集金人に国民年金保険料を支払っていたと主張しているところ、当時、申立人が居住する地域では婦人会による集金が行われていたことが確認できるとともに、当時集金を行っていた婦人会の班長は、申立人から国民年金保険料を集金していたと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 厚生年金 事案 431～1646（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間（自）＞（別添一覧表参照）から＜申立期間（至）＞（別添一覧表参照）まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先の＜事業所名＞（別添一覧表参照）が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一グループ会社に係る同種の案件 1216 件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
431			男	昭和 15年 生		A社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	47万 円
432			女	昭和 49年 生		A社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	24万 円
433			女	昭和 15年 生		A社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	34万 円
434			男	昭和 14年 生		A社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	47万 円
435			男	昭和 14年 生		A社	平成9年4月1日	平成9年7月1日	50万 円
436			男	昭和 12年 生		A社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	50万 円
437			男	昭和 16年 生		A社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	47万 円
438			男	昭和 15年 生		A社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	44万 円
439			男	昭和 14年 生		A社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	47万 円
440			男	昭和 22年 生		A社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	44万 円
441			男	昭和 13年 生		A社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	36万 円
442			男	昭和 13年 生		A社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	50万 円
443			男	昭和 17年 生		A社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	41万 円
444			女	昭和 49年 生		A社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	22万 円
445			男	昭和 16年 生		B社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	32万 円
446			男	昭和 16年 生		B社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	53万 円
447			女	昭和 51年 生		B社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	15万 円
448			女	昭和 45年 生		B社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	15万 円
449			女	昭和 49年 生		B社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	16万 円
450			男	昭和 16年 生		B社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	56万 円
451			女	昭和 52年 生		B社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	15万 円
452			女	昭和 50年 生		B社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	15万 円
453			女	昭和 51年 生		B社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	15万 円
454			男	昭和 17年 生		C社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	15万 円
455			男	昭和 18年 生		D社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	41万 円
456			男	昭和 49年 生		E社	平成11年8月1日	平成11年10月1日	28万 円
457			女	昭和 47年 生		F社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	15万 円
458			男	昭和 14年 生		F社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	44万 円
459			女	昭和 27年 生		G社	平成11年4月1日	平成11年5月29日	18万 円
460			女	昭和 23年 生		G社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	12万 6,000円
461			女	昭和 52年 生		G社	平成11年10月1日	平成12年1月1日	18万 円
462			女	昭和 52年 生		G社	平成14年8月1日	平成15年9月1日	20万 円
463			女	昭和 53年 生		H社	平成11年8月1日	平成11年10月1日	20万 円
464			男	昭和 16年 生		H社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	44万 円
465			男	昭和 12年 生		H社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	59万 円
466			男	昭和 17年 生		H社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	44万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
467			男	昭和 19年 生		I社	平成12年8月1日	平成12年10月1日	41万 円
468			男	昭和 18年 生		I社	平成12年8月1日	平成12年10月1日	38万 円
469			男	昭和 21年 生		J社	平成11年4月1日	平成11年10月1日	34万 円
470			男	昭和 22年 生		K社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	44万 円
471			女	昭和 35年 生		K社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	17万 円
472			女	昭和 33年 生		L社	平成9年4月1日	平成9年7月1日	11万 円
473			男	昭和 15年 生		M社	平成14年10月1日	平成15年4月1日	15万 円
474			女	昭和 23年 生		N社	平成13年8月1日	平成13年9月1日	16万 円
475			男	昭和 19年 生		O社	平成13年10月1日	平成14年10月1日	44万 円
476			女	昭和 51年 生		O社	平成14年2月1日	平成14年10月1日	47万 円
477			女	昭和 48年 生		P社	平成12年8月1日	平成12年10月1日	28万 円
478			女	昭和 49年 生		Q社	平成13年1月1日	平成13年10月1日	14万 2,000円
479			男	昭和 50年 生		Q社	平成13年1月1日	平成13年8月1日	22万 円
480			男	昭和 17年 生		Q社	平成12年10月1日	平成13年10月1日	59万 円
481			男	昭和 18年 生		Q社	平成12年10月1日	平成13年10月1日	59万 円
482			女	昭和 52年 生		Q社	平成12年10月1日	平成13年10月1日	16万 円
483			男	昭和 16年 生		Q社	平成12年10月1日	平成13年10月1日	34万 円
484			女	昭和 48年 生		Q社	平成13年6月1日	平成13年10月1日	16万 円
485			男	昭和 20年 生		Q社	平成12年10月1日	平成13年10月1日	59万 円
486			男	昭和 16年 生		Q社	平成13年1月1日	平成13年10月1日	26万 円
487			女	昭和 32年 生		Q社	平成12年10月1日	平成13年10月1日	13万 4,000円
488			女	昭和 51年 生		R社	平成14年10月1日	平成15年9月1日	32万 円
489			男	昭和 16年 生		S社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	36万 円
490			男	昭和 14年 生		T社	平成12年10月1日	平成13年4月1日	11万 円
491			男	昭和 16年 生		U社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	56万 円
492			女	昭和 17年 生		V社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	32万 円
493			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
494			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
495			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
496			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
497			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
498			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
499			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
500			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
501			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
502			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
503			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
504			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
505			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
506			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
507			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
508			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
509			男	昭和 32年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
510			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
511			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
512			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
513			男	昭和 27年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
514			男	昭和 22年 生		W社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	53万 円
515			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
516			男	昭和 28年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
517			男	昭和 28年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
518			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
519			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
520			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
521			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
522			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
523			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
524			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
525			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年8月1日	56万 円
526			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
527			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
528			男	昭和 26年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
529			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
530			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
531			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
532			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
533			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
534			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
535			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
536			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
537			男	昭和 31年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
538			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
539			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
540			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
541			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
542			男	昭和 28年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
543			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
544			男	昭和 27年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
545			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
546			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
547			男	昭和 27年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
548		(死亡)	男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
549			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
550			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年9月1日	50万 円
551			男	昭和 32年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
552			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
553			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
554			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
555			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
556			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
557			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
558			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
559			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
560			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
561			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
562			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
563			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
564			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
565			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
566			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
567			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
568			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
569			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
570			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
571			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
572			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
573			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
574			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
575			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
576			男	昭和 27年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
577			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
578			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
579			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
580			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
581			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
582			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
583		(死亡)	男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
584			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
585			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
586			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
587			男	昭和 15年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
588			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
589			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
590			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
591			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
592			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
593			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
594			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
595			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
596			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
597			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
598			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
599			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
600			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
601			男	昭和 40年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	34万 円
602			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
603			男	昭和 31年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
604		(死亡)	男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
605			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
606			男	昭和 15年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
607			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
608			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
609			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
610			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
611			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
612			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
613			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
614			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
615			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
616			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
617			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
618			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
619			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
620			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
621			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
622			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
623			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
624			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
625			男	昭和 15年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
626			男	昭和 26年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
627			男	昭和 19年 生		W社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	59万 円
628			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
629			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
630			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
631			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
632			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
633			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
634		(死亡)	男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
635			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
636			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
637			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
638			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
639			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
640			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
641			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
642			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
643			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
644			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
645			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
646			男	昭和 29年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
647			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
648			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
649			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
650		(死亡)	男	昭和 17年 生		W社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	50万 円
651			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
652			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
653			男	昭和 15年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
654			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
655			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
656			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
657			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
658		(死亡)	男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
659			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
660			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
661			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
662			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
663			男	昭和 27年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
664			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
665			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
666			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
667			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
668			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
669			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
670			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
671			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
672			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
673			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
674			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
675			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
676			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
677			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
678			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
679			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
680			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
681			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
682			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
683			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
684			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
685			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
686			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
687			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
688			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
689			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
690		(死亡)	男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
691			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
692			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
693			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
694			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
695			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
696			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
697			男	昭和 30年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
698			男	昭和 32年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
699			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
700			男	昭和 21年 生		W社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	59万 円
701			男	昭和 27年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
702			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
703			男	昭和 15年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
704			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
705			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
706			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
707			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
708			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
709			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
710			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
711			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
712			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
713		(死亡)	男	昭和 15年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年9月1日	56万 円
714			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
715			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
716			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
717			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
718			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
719			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
720			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
721			男	昭和 15年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
722			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
723			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
724			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
725			男	昭和 27年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
726			男	昭和 22年 生		W社	平成10年1月1日	平成10年2月1日	47万 円
727			男	昭和 16年 生		W社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	11万 8,000円
728			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
729			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
730			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
731			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
732			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年8月1日	47万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
733			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
734			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
735			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
736			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
737			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
738			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
739			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
740			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
741			男	昭和 29年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
742			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
743			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
744			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
745			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
746			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
747			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
748			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
749			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
750			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
751			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
752			男	昭和 27年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
753			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
754			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
755			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
756			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
757			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
758			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
759			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
760			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
761			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
762			男	昭和 14年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
763			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
764		(死亡)	男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
765			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
766			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
767			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
768			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
769			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
770			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
771			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
772			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
773			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
774			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
775			男	昭和 15年 生		W社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	14万 2,000円
776			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
777			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
778		(死亡)	男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
779			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
780			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
781			女	昭和 15年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
782			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
783			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
784			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
785			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
786			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
787			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
788			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
789			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
790			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
791			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
792			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
793			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
794			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
795			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
796			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
797			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
798			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
799			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
800			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
801			男	昭和 15年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
802			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
803			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
804			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
805			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
806			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
807			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
808			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
809			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
810			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
811			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
812			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
813			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
814			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
815			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
816			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
817			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
818			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
819			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
820			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
821			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
822			男	昭和 32年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
823			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
824			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
825			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
826			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
827			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
828			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
829			男	昭和 26年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
830			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
831			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
832			男	昭和 22年 生		W社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	53万 円
833			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
834			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
835			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
836			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
837			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
838			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
839			女	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
840			男	昭和 15年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
841			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
842			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
843			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年8月1日	56万 円
844			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年9月1日	53万 円
845			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
846			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
847			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
848			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
849			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
850			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
851			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
852			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
853			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
854			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
855			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
856			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
857			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
858			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
859			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
860			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
861			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
862			女	昭和 30年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
863			男	昭和 28年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
864			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
865			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
866			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
867			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
868			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
869			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
870			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
871		(死亡)	男	昭和 32年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
872			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
873			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
874			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
875			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
876			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
877		(死亡)	男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
878			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
879			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
880			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
881			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
882			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
883			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
884			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
885			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
886			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
887			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
888			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年8月1日	50万 円
889			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
890			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
891			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
892			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
893			男	昭和 22年 生		W社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	59万 円
894			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
895			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
896			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
897			男	昭和 26年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
898			男	昭和 26年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
899			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
900			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
901			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
902			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
903			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
904			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
905			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
906			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
907			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
908			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
909			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
910			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
911			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
912			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
913			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
914			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
915			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
916			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
917			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
918			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
919		(死亡)	男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
920			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
921			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
922			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
923			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
924			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
925			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
926			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
927			男	昭和 31年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
928			男	昭和 14年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
929			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
930			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
931			男	昭和 30年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
932			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
933			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
934			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年9月1日	56万 円
935			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
936			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
937			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
938			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
939			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
940			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
941			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
942			女	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
943			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
944			男	昭和 22年 生		W社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	59万 円
945			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
946			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
947			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
948			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
949			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
950			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
951			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
952			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
953			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
954			男	昭和 15年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
955			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
956			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
957			男	昭和 26年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
958			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
959			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
960			男	昭和 21年 生		W社	平成10年1月1日	平成10年2月1日	44万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
961			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
962			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
963			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
964			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
965			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
966			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
967			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
968			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
969			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
970			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
971			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
972			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
973			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
974			女	昭和 31年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
975			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
976			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
977			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
978			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
979			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
980			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
981			男	昭和 22年 生		W社	平成10年1月1日	平成10年2月1日	59万 円
982			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
983			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
984			男	昭和 15年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
985			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
986			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
987			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
988			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
989			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
990			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
991			男	昭和 15年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
992			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
993			女	昭和 29年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
994			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
995			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
996			男	昭和 42年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	41万 円
997			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
998			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
999			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年9月1日	50万 円
1000			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1001			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1002			男	昭和 15年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1003			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
1004			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1005			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1006			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1007			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1008			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1009			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1010			男	昭和 16年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1011			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1012			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1013			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1014			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1015			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1016			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1017			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1018			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1019			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1020			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1021			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1022			男	昭和 27年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1023			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1024			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1025			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1026			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1027			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1028			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1029			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1030			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1031			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1032			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1033			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1034			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1035			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1036			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1037			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1038			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1039			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1040			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1041			男	昭和 31年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
1042			男	昭和 27年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1043			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1044			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1045			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1046			男	昭和 21年 生		W社	平成10年1月1日	平成10年2月1日	59万 円
1047			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1048			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1049			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1050			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1051			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1052			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1053			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1054			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1055			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
1056			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1057			男	昭和 26年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
1058			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1059			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1060			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1061			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1062			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1063			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1064			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1065			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1066			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1067			男	昭和 27年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1068			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1069			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1070			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1071			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1072			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1073			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1074			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1075			男	昭和 20年 生		W社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	53万 円
1076			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1077			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1078			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1079			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1080			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1081			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1082			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1083			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1084			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1085			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1086			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1087			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1088			男	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1089			女	昭和 20年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1090			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1091			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1092			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1093			男	昭和 17年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1094			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1095			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1096			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1097			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1098			男	昭和 18年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1099			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1100			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1101			男	昭和 32年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
1102			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1103			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1104			男	昭和 15年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1105			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1106			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1107			男	昭和 23年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1108			女	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1109			男	昭和 27年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1110			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1111			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1112			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1113			男	昭和 19年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1114			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1115			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1116			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1117			男	昭和 41年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年8月1日	36万 円
1118			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1119			男	昭和 25年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1120			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1121			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1122			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1123			男	昭和 21年 生		W社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	56万 円
1124			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1125			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1126			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1127			男	昭和 24年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1128			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1129			男	昭和 27年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1130			男	昭和 21年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1131			男	昭和 22年 生		W社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1132			男	昭和 17年 生		X社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1133			男	昭和 18年 生		X社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	47万 円
1134			男	昭和 16年 生		X社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	59万 円
1135		(死亡)	男	昭和 12年 生		X社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	53万 円
1136			男	昭和 17年 生		X社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1137			女	昭和 32年 生		X社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	16万 円
1138			女	昭和 36年 生		X社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	16万 円
1139			女	昭和 55年 生		Y社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	19万 円
1140			男	昭和 44年 生		Z社	平成14年4月16日	平成14年10月1日	32万 円
1141			男	昭和 22年 生		A1社	平成9年6月1日	平成9年10月1日	28万 円
1142			男	昭和 10年 生		B1社	平成9年6月1日	平成9年10月1日	36万 円
1143		(死亡)	男	昭和 16年 生		C1社	平成10年11月1日	平成10年12月1日	50万 円
1144			男	昭和 21年 生		D1社	平成14年7月1日	平成14年10月1日	62万 円
1145			男	昭和 21年 生		D1社	平成14年7月1日	平成14年10月1日	62万 円
1146			男	昭和 13年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1147			男	昭和 13年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1148			男	昭和 19年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1149			男	昭和 29年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1150			男	昭和 20年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1151			女	昭和 28年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1152			男	昭和 21年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1153			女	昭和 21年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1154			男	昭和 18年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1155			男	昭和 13年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1156			男	昭和 23年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1157			男	昭和 19年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1158			男	昭和 18年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1159			男	昭和 21年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1160			男	昭和 18年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1161			男	昭和 23年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1162			男	昭和 19年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年6月24日	53万 円
1163			男	昭和 13年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1164			男	昭和 21年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1165			男	昭和 22年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1166			男	昭和 19年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1167			男	昭和 13年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1168			男	昭和 13年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1169			男	昭和 14年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1170			男	昭和 18年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1171			男	昭和 19年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1172			男	昭和 14年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1173			男	昭和 26年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1174			男	昭和 18年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1175			男	昭和 32年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年7月1日	50万 円
1176			男	昭和 27年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1177			男	昭和 19年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1178			男	昭和 22年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1179			男	昭和 28年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1180			男	昭和 23年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1181			男	昭和 26年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1182			男	昭和 19年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1183			男	昭和 19年 生		E1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1184			男	昭和 21年 生		F1社	平成15年6月1日	平成15年9月1日	56万 円
1185			男	昭和 12年 生		F1社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	24万 円
1186			男	昭和 21年 生		G1社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1187			男	昭和 50年 生		G1社	平成10年6月1日	平成10年10月1日	28万 円
1188			男	昭和 16年 生		H1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1189			男	昭和 17年 生		H1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	56万 円
1190			男	昭和 17年 生		H1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	53万 円
1191			女	昭和 18年 生		H1社	平成9年10月1日	平成10年1月1日	16万 円
1192			女	昭和 26年 生		H1社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	17万 円
1193			男	昭和 12年 生		I1社	平成11年10月1日	平成12年4月1日	13万 4,000円
1194			男	昭和 37年 生		I1社	平成10年4月22日	平成10年7月30日	38万 円
1195			男	昭和 23年 生		I1社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	41万 円
1196			男	昭和 14年 生		I1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	15万 円
1197			女	昭和 38年 生		J1社	平成11年11月1日	平成12年10月1日	56万 円
1198			女	昭和 36年 生		J1社	平成12年4月1日	平成12年10月1日	53万 円
1199			男	昭和 11年 生		K1社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	24万 円
1200			女	昭和 52年 生		L1社	平成14年5月1日	平成14年8月1日	32万 円
1201			男	昭和 46年 生		L1社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	41万 円
1202			女	昭和 24年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
1203			女	昭和 21年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
1204			女	昭和 30年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	15万 円
1205			女	昭和 48年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年6月16日	24万 円
1206			男	昭和 18年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	47万 円
1207			女	昭和 20年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	47万 円
1208			女	昭和 46年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年8月12日	28万 円
1209			女	昭和 46年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	24万 円
1210			女	昭和 24年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	22万 円
1211			女	昭和 25年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	16万 円
1212			男	昭和 49年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	41万 円
1213			女	昭和 28年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
1214			男	昭和 49年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	41万 円
1215			女	昭和 26年 生		M1社	平成10年7月11日	平成11年10月1日	44万 円
1216			男	昭和 18年 生		M1社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	59万 円
1217			女	昭和 25年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
1218			女	昭和 44年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	15万 円
1219			男	昭和 45年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	32万 円
1220			女	昭和 35年 生		M1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	32万 円
1221			女	昭和 28年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	38万 円
1222			女	昭和 51年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	28万 円
1223			男	昭和 18年 生		M1社	平成12年3月1日	平成12年9月1日	50万 円
1224			男	昭和 17年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	50万 円
1225			女	昭和 21年 生		M1社	平成10年3月9日	平成10年10月1日	59万 円
1226			男	昭和 17年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年9月1日	44万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1227			女	昭和 48年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	28万 円
1228			男	昭和 24年 生		M1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	44万 円
1229			女	昭和 17年 生		M1社	平成12年3月1日	平成12年9月1日	28万 円
1230			女	昭和 49年 生		M1社	平成12年3月1日	平成12年10月1日	17万 円
1231			女	昭和 26年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	41万 円
1232			女	昭和 49年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	19万 円
1233			女	昭和 52年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	11万 8,000円
1234			女	昭和 20年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
1235			女	昭和 22年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	59万 円
1236			女	昭和 42年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	28万 円
1237			女	昭和 44年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	32万 円
1238			女	昭和 40年 生		M1社	平成9年4月1日	平成9年9月1日	34万 円
1239			女	昭和 26年 生		M1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	38万 円
1240			女	昭和 52年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年7月1日	14万 2,000円
1241			男	昭和 47年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年4月1日	41万 円
1242			女	昭和 40年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	28万 円
1243			女	昭和 44年 生		M1社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	11万 8,000円
1244			女	昭和 28年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
1245			男	昭和 25年 生		M1社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	59万 円
1246			男	昭和 22年 生		M1社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	59万 円
1247			女	昭和 46年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年4月1日	16万 円
1248			女	昭和 29年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	38万 円
1249			女	昭和 23年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
1250			女	昭和 29年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	41万 円
1251			女	昭和 49年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年9月1日	14万 2,000円
1252			女	昭和 22年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	41万 円
1253			女	昭和 23年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	47万 円
1254			女	昭和 48年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年4月1日	19万 円
1255			女	昭和 40年 生		M1社	平成9年6月1日	平成9年10月1日	12万 6,000円
1256			女	昭和 48年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	38万 円
1257			女	昭和 25年 生		M1社	平成9年4月1日	平成9年9月1日	41万 円
1258			女	昭和 48年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	19万 円
1259			男	昭和 30年 生		M1社	平成10年9月28日	平成11年7月1日	44万 円
1260			女	昭和 25年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
1261			女	昭和 28年 生		M1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	38万 円
1262			男	昭和 22年 生		M1社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	59万 円
1263			女	昭和 30年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	38万 円
1264			女	昭和 27年 生		M1社	平成10年7月11日	平成11年10月1日	44万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1265			女	昭和 39年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	28万 円
1266			女	昭和 18年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	44万 円
1267			女	昭和 21年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
1268			女	昭和 23年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
1269			男	昭和 53年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年8月1日	22万 円
1270			女	昭和 53年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	20万 円
1271			女	昭和 49年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	13万 4,000円
1272			女	昭和 30年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	38万 円
1273			女	昭和 48年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	18万 円
1274			女	昭和 21年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
1275			女	昭和 52年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	28万 円
1276			女	昭和 22年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
1277			女	昭和 24年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	44万 円
1278			男	昭和 17年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	50万 円
1279			女	昭和 50年 生		M1社	平成9年10月1日	平成10年4月1日	14万 2,000円
1280			男	昭和 27年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
1281			女	昭和 46年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年8月1日	12万 6,000円
1282		(死亡)	男	昭和 17年 生		M1社	平成10年9月1日	平成11年7月1日	50万 円
1283			女	昭和 51年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年7月1日	28万 円
1284			男	昭和 17年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	41万 円
1285			女	昭和 26年 生		M1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	44万 円
1286			女	昭和 17年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	44万 円
1287			女	昭和 27年 生		M1社	平成10年4月1日	平成10年9月1日	47万 円
1288			女	昭和 21年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	38万 円
1289			女	昭和 29年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	38万 円
1290			女	昭和 48年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年7月1日	12万 6,000円
1291			女	昭和 20年 生		M1社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	59万 円
1292			女	昭和 35年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	36万 円
1293			女	昭和 21年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
1294			女	昭和 44年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	20万 円
1295			女	昭和 52年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	19万 円
1296			男	昭和 50年 生		M1社	平成11年4月1日	平成11年10月1日	22万 円
1297			女	昭和 45年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	12万 6,000円
1298			女	昭和 24年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	41万 円
1299			女	昭和 25年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	14万 2,000円
1300			女	昭和 46年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	13万 4,000円
1301			女	昭和 42年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	20万 円
1302			女	昭和 21年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1303			男	昭和 13年 生		M1社	平成9年10月1日	平成10年2月1日	30万 円
1304			女	昭和 45年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	10万 4,000円
1305			女	昭和 52年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	20万 円
1306			女	昭和 41年 生		M1社	平成10年4月1日	平成10年7月1日	22万 円
1307			男	昭和 18年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	53万 円
1308			女	昭和 30年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	22万 円
1309			女	昭和 48年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年8月1日	30万 円
1310			男	昭和 23年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	47万 円
1311			男	昭和 21年 生		M1社	平成12年12月1日	平成13年7月1日	59万 円
1312			女	昭和 31年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年9月1日	15万 円
1313			男	昭和 21年 生		M1社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	59万 円
1314			女	昭和 23年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
1315			男	昭和 17年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	41万 円
1316			女	昭和 23年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
1317			女	昭和 39年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年10月1日	32万 円
1318			女	昭和 27年 生		M1社	平成10年7月11日	平成11年10月1日	44万 円
1319			男	昭和 22年 生		M1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	50万 円
1320			男	昭和 22年 生		M1社	平成9年4月14日	平成9年9月1日	47万 円
1321			女	昭和 30年 生		M1社	平成10年9月28日	平成11年5月1日	38万 円
1322			女	昭和 36年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	30万 円
1323			女	昭和 16年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	47万 円
1324			女	昭和 29年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
1325			女	昭和 30年 生		M1社	平成10年4月25日	平成10年9月1日	44万 円
1326			女	昭和 19年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	47万 円
1327			男	昭和 28年 生		M1社	平成11年10月1日	平成11年12月1日	38万 円
1328			女	昭和 27年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
1329			女	昭和 52年 生		M1社	平成11年10月1日	平成11年11月1日	28万 円
1330			女	昭和 18年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	44万 円
1331			女	昭和 21年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	41万 円
1332			女	昭和 21年 生		M1社	平成10年3月30日	平成10年9月1日	47万 円
1333			女	昭和 48年 生		M1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	28万 円
1334			男	昭和 22年 生		M1社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	59万 円
1335			女	昭和 49年 生		M1社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	28万 円
1336			男	昭和 33年 生		N1社	平成13年3月1日	平成13年4月1日	28万 円
1337			男	昭和 19年 生		O1社	平成12年4月1日	平成12年10月1日	26万 円
1338			男	昭和 43年 生		O1社	平成12年8月1日	平成12年10月1日	22万 円
1339			女	昭和 48年 生		O1社	平成14年7月1日	平成15年1月1日	24万 円
1340			男	昭和 18年 生		P1社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1341			男	昭和 48年 生		Q1社	平成12年10月1日	平成13年7月1日	34万 円
1342			男	昭和 15年 生		Q1社	平成13年10月1日	平成14年10月1日	53万 円
1343			女	昭和 43年 生		Q1社	平成13年5月24日	平成13年10月1日	13万 4,000円
1344			男	昭和 48年 生		Q1社	平成13年10月1日	平成14年10月1日	38万 円
1345			女	昭和 43年 生		R1社	平成10年12月1日	平成11年10月1日	28万 円
1346			女	昭和 43年 生		R1社	平成12年10月1日	平成13年10月1日	11万 円
1347			男	昭和 17年 生		R1社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	59万 円
1348			男	昭和 19年 生		R1社	平成11年4月1日	平成11年10月1日	53万 円
1349			女	昭和 37年 生		R1社	平成12年4月1日	平成12年10月1日	30万 円
1350			男	昭和 20年 生		R1社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	47万 円
1351			男	昭和 15年 生		R1社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	26万 円
1352		(死亡)	男	昭和 8年 生		S1社	平成9年10月1日	平成10年1月1日	24万 円
1353			男	昭和 14年 生		S1社	平成9年10月1日	平成10年4月1日	22万 円
1354			男	昭和 10年 生		S1社	平成9年10月1日	平成10年4月1日	41万 円
1355			男	昭和 10年 生		S1社	平成9年10月1日	平成10年4月1日	34万 円
1356			男	昭和 22年 生		S1社	平成9年7月1日	平成9年8月1日	59万 円
1357			男	昭和 8年 生		S1社	平成9年10月1日	平成10年1月1日	24万 円
1358			男	昭和 19年 生		S1社	平成9年7月1日	平成9年8月1日	59万 円
1359			女	昭和 28年 生		S1社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	16万 円
1360			男	昭和 14年 生		S1社	平成9年9月1日	平成10年10月1日	41万 円
1361			男	昭和 12年 生		S1社	平成9年10月1日	平成10年4月1日	34万 円
1362			男	昭和 11年 生		T1社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	41万 円
1363			男	昭和 55年 生		U1社	平成13年10月1日	平成14年7月1日	24万 円
1364			男	昭和 18年 生		V1社	平成12年7月1日	平成12年10月1日	47万 円
1365			女	昭和 46年 生		V1社	平成11年10月1日	平成12年10月1日	30万 円
1366			女	昭和 40年 生		V1社	平成12年5月1日	平成12年10月1日	30万 円
1367			男	昭和 16年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1368			男	昭和 14年 生		W1社	平成11年6月30日	平成11年7月1日	59万 円
1369			男	昭和 35年 生		W1社	平成10年10月26日	平成10年11月1日	38万 円
1370			女	昭和 15年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	20万 円
1371			女	昭和 28年 生		W1社	平成10年1月7日	平成10年4月1日	12万 6,000円
1372			男	昭和 16年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1373			男	昭和 19年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1374			男	昭和 21年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1375			男	昭和 21年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1376			男	昭和 21年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1377			男	昭和 22年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1378			男	昭和 13年 生		W1社	平成11年3月1日	平成11年4月1日	56万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1379			男	昭和 24年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1380			男	昭和 22年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1381			男	昭和 14年 生		W1社	平成11年3月31日	平成11年4月1日	59万 円
1382			女	昭和 39年 生		W1社	平成11年6月1日	平成11年7月1日	14万 2,000円
1383			男	昭和 21年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	53万 円
1384			男	昭和 13年 生		W1社	平成11年3月31日	平成11年4月1日	59万 円
1385			女	昭和 21年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	47万 円
1386			男	昭和 17年 生		W1社	平成9年10月1日	平成10年4月1日	59万 円
1387			男	昭和 19年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1388			男	昭和 17年 生		W1社	平成11年6月30日	平成11年7月1日	59万 円
1389			男	昭和 22年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1390			女	昭和 12年 生		W1社	平成11年4月1日	平成11年7月1日	14万 2,000円
1391			男	昭和 18年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1392			男	昭和 21年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1393			女	昭和 47年 生		W1社	平成11年6月1日	平成11年7月1日	15万 円
1394			女	昭和 46年 生		W1社	平成11年5月8日	平成11年7月1日	12万 6,000円
1395			男	昭和 14年 生		W1社	平成11年6月30日	平成11年7月1日	53万 円
1396		(死亡)	男	昭和 20年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1397			女	昭和 37年 生		W1社	平成11年5月31日	平成11年7月1日	16万 円
1398			男	昭和 19年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1399			男	昭和 45年 生		W1社	平成11年6月30日	平成11年7月1日	36万 円
1400			男	昭和 21年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1401			男	昭和 19年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1402			男	昭和 18年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1403			男	昭和 18年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	53万 円
1404			男	昭和 19年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	56万 円
1405			男	昭和 20年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1406			男	昭和 15年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1407			女	昭和 10年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	24万 円
1408			男	昭和 14年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	53万 円
1409			男	昭和 26年 生		W1社	平成9年12月25日	平成10年1月1日	50万 円
1410			男	昭和 17年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	56万 円
1411			男	昭和 22年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1412			男	昭和 20年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	56万 円
1413		(死亡)	男	昭和 15年 生		W1社	平成11年6月30日	平成11年7月1日	59万 円
1414			女	昭和 12年 生		W1社	平成11年4月1日	平成11年7月1日	13万 4,000円
1415			男	昭和 19年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1416			男	昭和 18年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1417			男	昭和 17年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1418			男	昭和 24年 生		W1社	平成11年6月30日	平成11年7月1日	59万 円
1419			男	昭和 23年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	50万 円
1420			男	昭和 20年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	59万 円
1421			男	昭和 21年 生		W1社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	56万 円
1422			男	昭和 29年 生		W1社	平成11年1月25日	平成11年7月1日	44万 円
1423			男	昭和 16年 生		X1社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	53万 円
1424			女	昭和 45年 生		X1社	平成10年10月1日	平成11年1月1日	28万 円
1425			男	昭和 9年 生		X1社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	47万 円
1426			男	昭和 18年 生		X1社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	50万 円
1427			男	昭和 15年 生		X1社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	59万 円
1428			男	昭和 21年 生		Y1社	平成10年9月1日	平成10年10月1日	59万 円
1429			男	昭和 38年 生		Z1社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	53万 円
1430			男	昭和 49年 生		A2社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	24万 円
1431			男	昭和 32年 生		B2社	平成11年10月1日	平成11年11月1日	59万 円
1432			男	昭和 50年 生		B2社	平成12年10月1日	平成13年7月1日	34万 円
1433			男	昭和 14年 生		C2社	平成11年4月1日	平成11年10月1日	59万 円
1434			男	昭和 44年 生		D2社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	28万 円
1435			男	昭和 31年 生		D2社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	50万 円
1436			男	昭和 21年 生		E2社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	59万 円
1437			男	昭和 40年 生		F2社	平成9年10月1日	平成10年9月1日	44万 円
1438			男	昭和 17年 生		F2社	平成11年7月1日	平成11年10月1日	50万 円
1439			男	昭和 52年 生		G2社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	18万 円
1440			男	昭和 11年 生		H2社	平成14年4月1日	平成14年5月1日	26万 円
1441			男	昭和 8年 生		H2社	平成14年4月1日	平成14年5月1日	26万 円
1442			男	昭和 9年 生		H2社	平成14年4月1日	平成14年5月1日	26万 円
1443			男	昭和 19年 生		I2社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	36万 円
1444			女	昭和 49年 生		J2社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	22万 円
1445			男	昭和 19年 生		K2社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	56万 円
1446		(死亡)	男	昭和 16年 生		K2社	平成10年8月1日	平成10年10月1日	59万 円
1447			女	昭和 14年 生		L2社	平成11年4月1日	平成11年8月1日	11万 8,000円
1448			女	昭和 50年 生		L2社	平成9年10月1日	平成10年1月1日	16万 円
1449			男	昭和 15年 生		M2社	平成13年7月1日	平成13年8月1日	50万 円
1450			女	昭和 51年 生		N2社	平成9年10月1日	平成10年7月1日	17万 円
1451			女	昭和 44年 生		O2社	平成12年6月1日	平成12年10月1日	22万 円
1452			男	昭和 26年 生		P2社	平成10年3月25日	平成10年9月1日	50万 円
1453			女	昭和 17年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	47万 円
1454			女	昭和 26年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	44万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1455			女	昭和 43年 生		Q2社	平成9年10月1日	平成10年1月1日	24万 円
1456			女	昭和 28年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	41万 円
1457			女	昭和 22年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	44万 円
1458			女	昭和 19年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	44万 円
1459			女	昭和 22年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	44万 円
1460			女	昭和 47年 生		Q2社	平成9年10月1日	平成9年12月27日	20万 円
1461			女	昭和 23年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	44万 円
1462			女	昭和 22年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	47万 円
1463			女	昭和 27年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	44万 円
1464			男	昭和 23年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	56万 円
1465			男	昭和 20年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	50万 円
1466			女	昭和 22年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	47万 円
1467			女	昭和 15年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	47万 円
1468			女	昭和 28年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	41万 円
1469			女	昭和 22年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	44万 円
1470			男	昭和 20年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	59万 円
1471			女	昭和 28年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	47万 円
1472			女	昭和 20年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	50万 円
1473			女	昭和 25年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	44万 円
1474			女	昭和 23年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	44万 円
1475			女	昭和 26年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	41万 円
1476			女	昭和 26年 生		Q2社	平成9年6月2日	平成9年10月1日	47万 円
1477			男	昭和 10年 生		R2社	平成9年10月1日	平成10年7月1日	19万 円
1478			男	昭和 11年 生		R2社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	22万 円
1479		(死亡)	男	昭和 8年 生		R2社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	20万 円
1480			男	昭和 10年 生		R2社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	22万 円
1481			男	昭和 11年 生		R2社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	22万 円
1482			女	昭和 52年 生		S2社	平成14年10月1日	平成15年9月1日	20万 円
1483			男	昭和 17年 生		T2社	平成15年8月1日	平成15年10月1日	13万 4,000円
1484			女	昭和 18年 生		U2社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	16万 円
1485			男	昭和 18年 生		U2社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	16万 円
1486			男	昭和 14年 生		V2社	平成14年10月1日	平成15年9月1日	20万 円
1487			女	昭和 42年 生		W2社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	18万 円
1488			男	昭和 10年 生		W2社	平成9年11月1日	平成10年10月1日	26万 円
1489			男	昭和 19年 生		X2社	平成14年10月1日	平成15年9月1日	38万 円
1490			男	昭和 37年 生		Y2社	平成11年1月1日	平成11年10月1日	24万 円
1491			男	昭和 21年 生		Z2社	平成14年5月1日	平成14年9月1日	41万 円
1492			男	昭和 18年 生		A3社	平成11年4月1日	平成11年10月1日	32万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1493			女	昭和 33年 生		B3社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	20万 円
1494			女	昭和 17年 生		C3社	平成15年4月1日	平成15年9月1日	26万 円
1495			女	昭和 36年 生		C3社	平成13年10月1日	平成14年10月1日	47万 円
1496			男	昭和 12年 生		C3社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	36万 円
1497			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1498			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1499			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1500			男	昭和 18年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1501			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1502			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1503			男	昭和 17年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1504			女	昭和 32年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	44万 円
1505			女	昭和 48年 生		D3社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	15万 円
1506			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1507			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1508			男	昭和 20年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1509			男	昭和 21年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1510			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1511			男	昭和 20年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1512			男	昭和 18年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1513			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1514			男	昭和 21年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1515			男	昭和 19年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1516			男	昭和 18年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1517			女	昭和 48年 生		D3社	平成10年3月1日	平成10年4月1日	13万 4,000円
1518			男	昭和 16年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1519			女	昭和 20年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1520			男	昭和 20年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1521			男	昭和 23年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1522			男	昭和 21年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1523			男	昭和 18年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1524			男	昭和 21年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1525			男	昭和 20年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1526			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1527			男	昭和 35年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	47万 円
1528			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1529			男	昭和 18年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1530			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	59万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1531			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1532			男	昭和 24年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年9月1日	53万 円
1533			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1534			女	昭和 29年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	38万 円
1535			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1536		(死亡)	男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1537			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1538			男	昭和 19年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1539			男	昭和 19年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1540			男	昭和 21年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1541			男	昭和 27年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1542			男	昭和 20年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1543			女	昭和 48年 生		D3社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	18万 円
1544			男	昭和 21年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1545			男	昭和 21年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1546			男	昭和 19年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1547			女	昭和 42年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	15万 円
1548			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1549			男	昭和 21年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1550			女	昭和 45年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	13万 4,000円
1551			男	昭和 21年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1552			男	昭和 21年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1553			女	昭和 48年 生		D3社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	16万 円
1554			女	昭和 48年 生		D3社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	17万 円
1555			男	昭和 20年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年7月1日	56万 円
1556			男	昭和 19年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1557			男	昭和 30年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1558			男	昭和 19年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1559			男	昭和 20年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1560			男	昭和 22年 生		D3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1561			女	昭和 51年 生		D3社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	16万 円
1562			男	昭和 14年 生		E3社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	59万 円
1563			男	昭和 20年 生		E3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1564			女	昭和 36年 生		E3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	15万 円
1565			男	昭和 21年 生		E3社	平成10年4月1日	平成10年10月1日	53万 円
1566			女	昭和 46年 生		E3社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	15万 円
1567			女	昭和 16年 生		E3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1568			男	昭和 15年 生		E3社	平成10年3月1日	平成10年10月1日	53万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1569			男	昭和 22年 生		E3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1570			男	昭和 23年 生		E3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1571			男	昭和 22年 生		E3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1572			女	昭和 33年 生		F3社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	20万 円
1573			男	昭和 19年 生		G3社	平成10年6月1日	平成10年10月1日	59万 円
1574			男	昭和 18年 生		G3社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	47万 円
1575			男	昭和 22年 生		G3社	平成10年10月1日	平成11年7月1日	47万 円
1576			男	昭和 12年 生		H3社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	59万 円
1577			女	昭和 26年 生		I3社	平成13年4月1日	平成13年7月14日	20万 円
1578			女	昭和 17年 生		I3社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	41万 円
1579			女	昭和 34年 生		I3社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	22万 円
1580			女	昭和 34年 生		I3社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	20万 円
1581			男	昭和 10年 生		J3社	平成11年6月1日	平成11年10月1日	13万 4,000円
1582			女	昭和 54年 生		J3社	平成13年4月1日	平成13年10月1日	12万 6,000円
1583			男	昭和 22年 生		K3社	平成10年11月1日	平成11年10月1日	59万 円
1584			女	昭和 48年 生		L3社	平成10年10月1日	平成11年4月1日	24万 円
1585			女	昭和 47年 生		L3社	平成9年9月1日	平成10年10月1日	14万 2,000円
1586			女	昭和 43年 生		L3社	平成10年10月1日	平成11年4月1日	13万 4,000円
1587			男	昭和 15年 生		M3社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	36万 円
1588			女	昭和 39年 生		M3社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	16万 円
1589		(死亡)	男	昭和 16年 生		M3社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	20万 円
1590			男	昭和 14年 生		M3社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	50万 円
1591			男	昭和 15年 生		M3社	平成10年2月1日	平成10年10月1日	50万 円
1592			男	昭和 13年 生		M3社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	24万 円
1593			男	昭和 16年 生		M3社	平成10年7月1日	平成10年8月1日	59万 円
1594			男	昭和 10年 生		M3社	平成10年10月1日	平成11年4月1日	26万 円
1595			男	昭和 17年 生		M3社	平成10年10月1日	平成11年10月1日	47万 円
1596			男	昭和 8年 生		M3社	平成9年9月1日	平成9年10月1日	28万 円
1597			女	昭和 49年 生		N3社	平成9年7月1日	平成10年10月1日	11万 8,000円
1598			女	昭和 46年 生		N3社	平成11年10月1日	平成12年4月1日	13万 4,000円
1599			女	昭和 34年 生		N3社	平成9年7月1日	平成10年3月29日	11万 8,000円
1600			女	昭和 27年 生		N3社	平成9年7月1日	平成10年10月1日	11万 8,000円
1601			女	昭和 22年 生		N3社	平成9年7月1日	平成10年10月1日	11万 8,000円
1602			男	昭和 8年 生		O3社	平成9年4月1日	平成9年7月1日	24万 円
1603			男	昭和 21年 生		P3社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	59万 円
1604		(死亡)	男	昭和 10年 生		P3社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	19万 円
1605			男	昭和 21年 生		P3社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	56万 円
1606			男	昭和 16年 生		P3社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	56万 円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1607			男	昭和 19年 生		P3社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	56万 円
1608			女	昭和 29年 生		P3社	平成12年1月1日	平成12年7月1日	14万 2,000円
1609			男	昭和 8年 生		P3社	平成9年10月1日	平成10年3月27日	13万 4,000円
1610			男	昭和 10年 生		P3社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	14万 2,000円
1611			男	昭和 18年 生		P3社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	56万 円
1612			男	昭和 24年 生		P3社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	44万 円
1613			女	昭和 27年 生		P3社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	47万 円
1614			男	昭和 19年 生		P3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	50万 円
1615			男	昭和 21年 生		P3社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	53万 円
1616			男	昭和 10年 生		P3社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	24万 円
1617			男	昭和 22年 生		P3社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	59万 円
1618			男	昭和 15年 生		P3社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	56万 円
1619			男	昭和 21年 生		P3社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	56万 円
1620			男	昭和 23年 生		P3社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	50万 円
1621			男	昭和 9年 生		P3社	平成10年10月1日	平成11年7月3日	17万 円
1622			男	昭和 23年 生		P3社	平成10年7月1日	平成10年9月1日	47万 円
1623			男	昭和 22年 生		P3社	平成9年9月1日	平成10年7月1日	53万 円
1624			女	昭和 49年 生		P3社	平成9年10月1日	平成9年11月1日	12万 6,000円
1625			男	昭和 19年 生		P3社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	53万 円
1626		(死亡)	男	昭和 20年 生		Q3社	平成12年7月1日	平成12年10月1日	34万 円
1627			女	昭和 26年 生		Q3社	平成9年7月1日	平成10年10月1日	12万 6,000円
1628			男	昭和 20年 生		Q3社	平成14年10月1日	平成15年9月1日	41万 円
1629			男	昭和 16年 生		Q3社	平成11年2月1日	平成11年10月1日	53万 円
1630			男	昭和 17年 生		R3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1631			男	昭和 16年 生		R3社	平成14年10月1日	平成15年4月1日	16万 円
1632			男	昭和 27年 生		R3社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	47万 円
1633			男	昭和 22年 生		R3社	平成10年5月1日	平成10年9月1日	56万 円
1634			男	昭和 17年 生		R3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	59万 円
1635			男	昭和 20年 生		R3社	平成14年5月1日	平成14年10月1日	34万 円
1636			男	昭和 22年 生		R3社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	59万 円
1637			男	昭和 19年 生		R3社	平成10年7月1日	平成10年8月1日	59万 円
1638			男	昭和 20年 生		R3社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	53万 円
1639			男	昭和 21年 生		R3社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	56万 円
1640			男	昭和 19年 生		R3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	56万 円
1641			男	昭和 19年 生		R3社	平成10年7月1日	平成10年10月1日	53万 円
1642			男	昭和 20年 生		R3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1643			男	昭和 18年 生		R3社	平成10年5月1日	平成10年10月1日	53万 円
1644			男	昭和 9年 生		S3社	平成9年10月1日	平成10年2月1日	13万 4,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	標準報酬月額
1645			男	昭和 12年 生		S3社	平成9年10月1日	平成10年10月1日	13万 4,000円
1646			男	昭和 17年 生		T3社	平成14年5月1日	平成14年6月1日	22万 円

## 厚生年金 事案 1647

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成10年3月及び同年4月については53万円、同年5月から同年9月までの期間については59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和20年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成10年3月1日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成10年3月及び同年4月については53万円、同年5月から同年9月までの期間については59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1648

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和27年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ①平成9年4月1日から同年5月31日まで  
②平成9年5月31日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1649

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和10年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ①平成9年4月1日から同年5月31日まで  
②平成9年5月31日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1650

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女（死亡）  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和11年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ①平成9年4月1日から同年5月31日まで  
②平成9年5月31日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の遺族が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1651

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和41年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ①平成9年4月1日から同年5月31日まで  
②平成9年5月31日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1652

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 27 年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ①平成9年4月1日から同年5月31日まで  
②平成9年5月31日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1653

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成9年10月から10年9月までの期間については22万円、同年10月から11年9月までの期間については26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和11年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成9年10月1日から11年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成9年10月から10年9月までの期間については22万円、同年10月から11年9月までの期間については26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1654

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和17年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成15年8月1日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成15年8月及び同年9月については13万4,000円、同年10月から16年2月までの期間については11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和17年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成15年8月1日から16年3月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成15年8月及び同年9月については13万4,000円、同年10月から16年2月までの期間については11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1656

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 49 年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ①平成9年4月1日から同年5月31日まで  
②平成9年5月31日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1657

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 37 年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ①平成9年4月1日から同年5月31日まで  
②平成9年5月31日から同年12月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1658

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和17年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成10年9月1日から11年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1659

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和47年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成13年9月1日から14年3月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1660

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成13年1月から同年7月までの期間については28万円、同年8月及び同年9月については24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和45年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成13年1月1日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成13年1月から同年7月までの期間については28万円、同年8月及び同年9月については24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1661

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 50 年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成 10 年 7 月 1 日から 11 年 9 月 1 日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1662

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和40年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成13年9月1日から14年5月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成9年4月から同年8月までの期間については38万円、同年9月から10年9月までの期間については53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和24年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成9年4月14日から10年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成9年4月から同年8月までの期間については38万円、同年9月から10年9月までの期間については53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1664

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 50 年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成 14 年 9 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1665

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 37 年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成 13 年 8 月 1 日から 14 年 5 月 1 日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1666

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成10年4月から同年9月までの期間については22万円、13年3月から同年7月までの期間については20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和41年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ①平成10年4月1日から同年10月1日まで  
②平成13年3月1日から同年8月11日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成10年4月から同年9月までの期間については22万円、13年3月から同年7月までの期間については20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1667

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和20年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ①平成9年9月1日から同年10月1日まで  
②平成10年5月1日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社及びB社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1668

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 50 年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成 13 年 9 月 1 日から 14 年 4 月 1 日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和28年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成10年9月1日から11年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1670

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成10年5月から同年9月までの期間については59万円、13年6月については28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和14年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ①平成10年5月1日から同年10月1日まで  
②平成13年6月1日から同年7月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社及びB社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成10年5月から同年9月までの期間については59万円、13年6月については28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1671

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（平成9年9月については59万円、10年3月から同年9月までの期間については56万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録をこれらの額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和25年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ①平成9年9月1日から同年10月1日まで  
②平成10年3月1日から同年10月1日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社及びB社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成9年9月については59万円、10年3月から同年9月までの期間については56万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1672

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 50 年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 7 月 1 日まで

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準報酬月額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されており、勤務先のA社が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の標準報酬記録表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1673～1684（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： ＜申立期間＞（別添一覧表参照）

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では申立期間の標準賞与額が記録されていない。

厚生年金基金に記録されている標準賞与額に基づく保険料が控除されており、勤務先の＜事業所名＞（別添一覧表参照）が、社会保険事務所に対し届出を行わなかったとのことなので、標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の賞与等報酬記録表から、申立人は、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一グループ会社に係る同種の案件 12 件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
1673			女	昭和 48年 生		A社	平成15年6月25日	10万 6,000円
1674			男	昭和 22年 生		B社	平成15年6月25日	94万 3,000円
1675			男	昭和 22年 生		B社	平成15年6月25日	93万 3,000円
1676			男	昭和 22年 生		B社	平成15年6月25日	70万 4,000円
1677			男	昭和 20年 生		B社	平成15年6月25日	71万 8,000円
1678			男	昭和 19年 生		B社	平成15年6月25日	78万 5,000円
1679			男	昭和 19年 生		B社	平成15年6月25日	88万 5,000円
1680			男	昭和 21年 生		B社	平成15年6月25日	72万 円
1681			男	昭和 16年 生		B社	平成15年6月25日	91万 7,000円
1682			男	昭和 19年 生		B社	平成15年6月25日	68万 4,000円
1683			男	昭和 20年 生		B社	平成15年6月25日	91万 6,000円
1684			女	昭和 27年 生		C社	平成15年6月25日	72万 円

## 厚生年金 事案 1685～1687（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： ＜申立期間＞（別添一覧表参照）

厚生年金基金の記録と比較すると、社会保険庁の記録では誤った標準賞与額が決定されている。

厚生年金基金に記録されている標準賞与額に基づく保険料が控除されており、勤務先の＜事業所名＞（別添一覧表参照）が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の賞与等報酬記録表から、申立人は、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一グループ会社に係る同種の案件3件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
1685			男	昭和 27年 生		A社	平成15年6月25日	77万 9,000円
1686			女	昭和 21年 生		B社	平成15年6月25日	59万 2,000円
1687			男	昭和 20年 生		C社	平成15年6月25日	74万 5,000円

## 厚生年金 事案 1688～1690（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の＜事業所名＞（別添一覧表参照）における資格取得日に係る記録を＜資格取得日＞（別添一覧表参照）に訂正し、申立期間の標準報酬月額を＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： ＜申立期間（自）＞（別添一覧表参照）から＜申立期間（至）＞（別添一覧表参照）まで

＜事業所名＞（別添一覧表参照）における厚生年金基金の記録では＜申立期間（自）＞から勤務とされているが、社会保険庁の記録では＜申立期間（至）＞とされている。

＜申立期間（自）＞（別添一覧表参照）から勤務し、保険料も控除されていた。また、事業所が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表（以下「基金記録等」という。）から、申立人は、＜事業所名＞（別添一覧表参照）に＜資格取得日＞（別添一覧表参照）から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一グループ会社に係る同種の案件3件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	資格取得日	標準報酬月額
1688			女	昭和 50年 生		A社	平成9年5月1日	平成9年6月1日	平成9年5月1日	15万 円
1689			女	昭和 34年 生		B社	平成10年1月28日	平成10年2月2日	平成10年1月28日	12万 6,000円
1690			女	昭和 9年 生		C社	平成14年4月1日	平成14年6月1日	平成14年4月1日	16万 円

## 厚生年金 事案 1691

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成15年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から同年8月までの期間については14万2,000円、同年9月から16年8月までの期間については19万円、同年9月から17年2月までの期間については26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和15年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成15年4月1日から17年3月1日まで

A社における厚生年金基金の記録では平成15年4月1日から勤務とされているが、社会保険庁の記録では17年3月1日とされている。

平成15年4月1日から勤務し、保険料も控除されていた。また、事業所が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表（以下「基金記録等」という。）から、申立人は、A社に平成15年4月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、平成15年4月から同年8月までの期間については14万2,000円、同年9月から16年8月までの期間については19万円、同年9月から17年2月までの期間については26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提

出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1692～1710（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の＜事業所名＞（別添一覧表参照）における資格喪失日に係る記録を＜資格喪失日＞（別添一覧表参照）に訂正し、申立期間の標準報酬月額を＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： ＜申立期間（自）＞（別添一覧表参照）から＜申立期間（至）＞（別添一覧表参照）まで

厚生年金基金の記録では、＜事業所名＞（別添一覧表参照）における資格喪失日が＜申立期間（至）＞（別添一覧表参照）とされているが、社会保険庁の記録では＜申立期間（自）＞（別添一覧表参照）とされている。

＜退職日＞（別添一覧表参照）まで勤務し、保険料も控除されていた。また、事業所が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表（以下「基金記録等」という。）から、申立人は、＜事業所名＞（別添一覧表参照）に＜退職日＞（別添一覧表参照）まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一グループ会社に係る同種の案件 19 件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	資格喪失日	退職日	標準報酬月額
1692			女	昭和 40年 生		A社	平成13年7月31日	平成13年8月1日	平成13年8月1日	平成13年7月31日	11万 8,000円
1693			女	昭和 45年 生		B社	平成9年5月4日	平成9年6月1日	平成9年6月1日	平成9年5月31日	15万 円
1694			男	昭和 25年 生		C社	平成12年3月31日	平成12年4月1日	平成12年4月1日	平成12年3月31日	53万 円
1695			男	昭和 20年 生		C社	平成12年4月30日	平成12年5月1日	平成12年5月1日	平成12年4月30日	59万 円
1696			男	昭和 33年 生		C社	平成12年3月31日	平成12年4月1日	平成12年4月1日	平成12年3月31日	44万 円
1697			男	昭和 22年 生		D社	平成9年10月1日	平成10年4月1日	平成10年4月1日	平成10年3月31日	56万 円
1698			男	昭和 18年 生		E社	平成11年5月31日	平成11年6月1日	平成11年6月1日	平成11年5月31日	59万 円
1699			男	昭和 17年 生		F社	平成11年8月22日	平成11年9月1日	平成11年9月1日	平成11年8月31日	47万 円
1700			女	昭和 20年 生		G社	平成11年5月1日	平成11年6月1日	平成11年6月1日	平成11年5月31日	30万 円
1701			女	昭和 45年 生		G社	平成12年12月29日	平成13年1月1日	平成13年1月1日	平成12年12月31日	9万 8,000円
1702			女	昭和 39年 生		G社	平成9年5月31日	平成9年6月1日	平成9年6月1日	平成9年5月31日	20万 円
1703			女	昭和 44年 生		G社	平成11年12月1日	平成12年4月11日	平成12年4月11日	平成12年4月10日	24万 円
1704			女	昭和 22年 生		H社	平成13年10月1日	平成13年11月21日	平成13年11月21日	平成13年11月20日	36万 円
1705			女	昭和 36年 生		H社	平成13年9月27日	平成13年10月27日	平成13年10月27日	平成13年10月26日	15万 円
1706		(死亡)	男	昭和 11年 生		I社	平成11年3月25日	平成11年4月1日	平成11年4月1日	平成11年3月31日	17万 円
1707			女	昭和 40年 生		J社	平成9年5月1日	平成9年6月1日	平成9年6月1日	平成9年5月31日	13万 4,000円
1708			女	昭和 31年 生		K社	平成11年7月31日	平成11年8月1日	平成11年8月1日	平成11年7月31日	17万 円
1709			女	昭和 46年 生		K社	平成10年4月30日	平成10年5月1日	平成10年5月1日	平成10年4月30日	20万 円
1710			女	昭和 50年 生		K社	平成12年4月15日	平成12年6月25日	平成12年6月25日	平成12年6月24日	18万 円

## 厚生年金 事案 1711～1715（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の〈転籍前事業所名〉（別添一覧表参照）における資格喪失日に係る記録を〈資格喪失日〉（別添一覧表参照）に訂正し、申立期間の標準報酬月額を〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間（自）〉（別添一覧表参照）から〈申立期間（至）〉（別添一覧表参照）まで

社会保険庁の記録では、〈申立期間（自）〉（別添一覧表参照）に〈転籍前事業所名〉（別添一覧表参照）を資格喪失し、〈申立期間（至）〉（別添一覧表参照）に〈転籍後事業所名〉（別添一覧表参照）において資格取得しており、未加入期間が生じているが、両社はグループ会社であり、継続して勤務し、保険料も控除されていた。厚生年金基金の記録でも継続加入の記録となっている。

事業所が、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったとのことなので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表（以下「基金記録等」という。）により、申立人がグループ会社に継続して勤務し（〈資格喪失日〉（別添一覧表参照）に〈転籍前事業所名〉（別添一覧表参照）から〈転籍後事業所名〉（別添一覧表参照）に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一グループ会社に係る同種の案件5件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	転籍前事業所名	転籍後事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	資格喪失日	標準報酬月額
1711			男	昭和 20年 生		A社	B社	平成12年3月31日	平成12年4月1日	平成12年4月1日	59万 円
1712			男	昭和 18年 生		C社	D社	平成9年5月26日	平成9年6月1日	平成9年6月1日	59万 円
1713			男	昭和 23年 生		C社	D社	平成9年5月26日	平成9年6月1日	平成9年6月1日	59万 円
1714			男	昭和 23年 生		C社	D社	平成9年5月26日	平成9年6月1日	平成9年6月1日	53万 円
1715			女	昭和 40年 生		E社	F社	平成9年9月30日	平成9年10月1日	平成9年10月1日	24万 円

## 厚生年金 事案 1716～1723（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の＜事業所名＞（別添一覧表参照）における資格取得日に係る記録を＜資格取得日＞（別添一覧表参照）に、資格喪失日に係る記録を＜資格喪失日＞（別添一覧表参照）に訂正し、申立期間の標準報酬月額を＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： ＜申立期間（自）＞（別添一覧表参照）から＜申立期間（至）＞（別添一覧表参照）まで

社会保険庁の記録では、＜事業所名＞（別添一覧表参照）における記録が無く、未加入期間が生じているが、申立期間に継続して勤務し、保険料も控除されていた。厚生年金基金の記録でも継続した加入員記録がある。

事業所が、社会保険事務所に対し届出を行わなかったとのことなので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表（以下「基金記録等」という。）により、申立人が申立期間において＜事業所名＞（別添一覧表参照）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得及び資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注） 同一グループ会社に係る同種の案件8件（別添一覧表参照）

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月	住所	事業所名	申立期間(自)	申立期間(至)	資格取得日	資格喪失日	標準報酬月額
1716			女	昭和 48年 生		A社	平成12年2月1日	平成12年4月11日	平成12年2月1日	平成12年4月11日	13万 4,000円
1717			女	昭和 52年 生		B社	平成12年8月1日	平成12年9月9日	平成12年8月1日	平成12年9月9日	12万 6,000円
1718			女	昭和 46年 生		C社	平成15年3月1日	平成15年4月1日	平成15年3月1日	平成15年4月1日	18万 円
1719			女	昭和 21年 生		D社	平成12年10月1日	平成12年12月29日	平成12年10月1日	平成12年12月29日	10万 4,000円
1720			女	昭和 25年 生		E社	平成9年6月1日	平成9年10月1日	平成9年6月1日	平成9年10月1日	9万 2,000円
1721			男	昭和 9年 生		E社	平成9年11月1日	平成10年4月1日	平成9年11月1日	平成10年4月1日	15万 円
1722			男	昭和 11年 生		E社	平成9年4月1日	平成9年6月1日	平成9年4月1日	平成9年6月1日	59万 円
1723			女	昭和 17年 生		E社	平成9年4月1日	平成9年10月1日	平成9年4月1日	平成9年10月1日	12万 6,000円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年4月1日に、資格喪失日に係る記録を10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9年4月から同年9月までの期間については32万円、同年10月から10年3月までの期間については22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和12年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成9年4月1日から10年4月1日まで

社会保険庁の記録では、A社における記録が無く、未加入期間が生じているが、申立期間に継続して勤務し、保険料も控除されていた。厚生年金基金の記録でも継続した加入員記録がある。

事業所が、社会保険事務所に対し届出を行わなかったとのことなので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入員台帳、標準報酬記録表及び基金賞与等報酬記録表（以下「基金記録等」という。）により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、基金記録等から判断すると、平成9年4月から同年9月までの期間については32万円、同年10月から10年3月までの期間については22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得及び資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し行っておらず、社会保険事務所へ納付する厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 1725

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 12 月 18 日まで  
② 昭和 34 年 4 月 20 日から 35 年 8 月 2 日まで  
③ 昭和 35 年 8 月 1 日から 37 年 5 月 14 日まで  
④ 昭和 38 年 9 月 2 日から 40 年 2 月 1 日まで

年金を受給するため社会保険事務所で年金記録を確認した際に、申立期間については脱退手当金が支給されていることを初めて知ったが、脱退手当金を受け取った記憶は無いため、調べてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある1回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である4回の被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間における最終事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の請求要件である24か月に満たない17か月であるとともに、当該資格喪失日直後には受給要件を充足せず、法改正により昭和40年6月以降受給できるようになったことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受け

て代理請求したとは考え難い上、申立人が法改正を知って請求したとする事情もうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から 33 年 6 月 11 日まで  
② 昭和 34 年 7 月 1 日から 35 年 10 月 24 日まで  
③ 昭和 35 年 10 月 24 日から 39 年 4 月 1 日まで

40 代のころ、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているのが分かった。

しかしながら、脱退手当金の請求手続をした記憶は無いので、今回申立てを行った。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の前と申立期間①と②の間にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これらを失念するとは考え難い上、未請求となっている一部の期間と申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をすとの社会保険庁の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月15日から29年7月18日まで  
② 昭和30年4月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていると言われた。

しかしながら、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の受給要件である24か月に満たない5か月であるとともに、当該事業所の被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、脱退手当金の裁定庁である社会保険事務所が、昭和60年11月1日付けで行った厚生年金保険被保険者期間の回答書には、申立期間の脱退手当金を支給したとの記載は無く、申立人の支給記録の管理が適正に行

われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで

申立期間については脱退手当金を受給しているとのことであったが、私は申立期間に勤めていた事業所を退職する前に、所長や先輩から「脱退手当金はもらわない方が良い。」と言われ、言われたとおりにしてきたし、脱退手当金をもらった記憶も無いので、申立期間の厚生年金を支給してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年5か月後の昭和43年11月29日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和42年5月24日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 11 日から 46 年 4 月 11 日まで  
② 昭和 47 年 1 月 5 日から 48 年 3 月 21 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給されていることが分かった。

しかしながら、私は長く働き続けるつもりでいたので厚生年金保険を脱退する気は無く、脱退手当金の請求手続をした記憶も無いし、受け取った記憶も無いので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証は、旧姓で発行されており、再交付の押印も無く、申立人が昭和 46 年 7 月に婚姻していることを踏まえると、申立期間①に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該被保険者証にはその表示が無い。

また、申立人が上記被保険者証を現在まで保管していたことに加え、申立期間後の 3 回の厚生年金保険被保険者期間は、すべて当該被保険者証の記号番号で管理されていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 国民年金 事案 261（事案 114 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 55 年ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 55 年ごろまで  
昭和 52 年ごろ、市役所の国民保険課の職員二人が自宅に来て、今ならさかのぼって全額納めることができるというので、夫に相談の上、後日一括で国民年金保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金の加入記録が確認できるのは昭和 61 年 4 月以降であるとともに、申立人には、52 年ごろ、年金手帳を持っていた記憶は無いこと、申立人が 52 年ごろ、国民年金に加入していた場合の加入資格は任意加入となり、制度上、特例納付はできないほか、申立期間には、本来国民年金に加入できない厚生年金保険加入期間も含まれていること、17 年と長期間に及ぶ申立期間の保険料を納付したと主張しながら、申立期間直後から 8 年分の国民年金保険料を納付していないこと、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 19 年 11 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和 52 年から 53 年ごろに、自宅に訪れた市役所の職員に国民年金保険料を納付したと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 38 年 3 月 31 日まで  
銀行員の方に調べてもらったが、申立期間は脱退手当金として支給済みとなっているとのことだったが、私は厚生年金保険を知らなかったの  
で、一時金として受け取ったことはないため、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 5 月 29 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、2 年以上国民年金に加入しておらず、加入後も長期間の未納期間があるなど、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 10 月 1 日から 29 年 6 月 30 日まで  
② 昭和 29 年 7 月 3 日から 32 年 6 月 22 日まで

社会保険事務所から厚生年金保険に関する書類が届き、申立期間については脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

しかしながら、私は申立期間後に勤めた事業所を退職する際には脱退手当金をもらった覚えがあるものの、申立期間については、事業所に対し何も言わずに退職したため、請求しておらず、もらっているはずはない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、申立期間後の別の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて支給手続きがとられるべきところ、厚生年金保険被保険者台帳によれば、社会保険庁が裁定庁である社会保険事務所に対し、申立期間については脱退手当金が支給済みである旨を回答していることが認められ、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、支給手続きが行われたものと考えられる。

また、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 32 年 6 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 21 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、15 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から約 6 か

月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 13 日後の昭和 32 年 7 月 5 日に支給決定されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月23日から30年10月20日まで  
申立期間については、脱退手当金が支給済みとなっているが、私は脱退手当金をもらった覚えは無いので、調べていただいた上、年金として支給してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和31年1月19日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和31年1月19日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、37年1月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月7日から39年10月26日まで  
60歳で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことであったが、私自身脱退手当金の手続を行った記憶は無いし、受け取った記憶も無いので再調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 1 日から 38 年 8 月 30 日まで  
② 昭和 43 年 8 月 26 日から 46 年 7 月 21 日まで

申立期間については脱退手当金を支給済みとのことだが、脱退手当金という制度は知らず、手続をした記憶は無いし、受け取った記憶も無いので、脱退手当金をもらっているはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い。

また、いずれの申立期間とも、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 11 月 1 日から 31 年 9 月 10 日まで  
② 昭和 31 年 9 月 10 日から 36 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 39 年 11 月 1 日から 42 年 8 月 30 日まで

私は、母が国民年金を受けられるようになったころから亡くなるまで母と同居し看取っているが、母からは生前、脱退手当金を受けているという話は聞いていないので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の三女が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

また、申立人は、五年年金を受給するため昭和 45 年 1 月から国民年金の高齢任意加入を行うとともに、申立期間③に係る脱退手当金は昭和 45 年 2 月 23 日に支給決定されたこととなっているが、当該五年年金は通算老齢年金の受給資格のある者は加入できないものであるところ、申立期間の合計は 131 か月であり、仮に申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していなければ、申立期間③と合算して通算老齢年金の受給要件を満たすこととなり、五年年金には加入できず、申立期間③の脱退手当金の受給要件も欠くことになる。しかしながら、申立人が五年年金に加入しているこ

とを踏まえると、この時点において申立人は申立期間①及び②の脱退手当金の受給を認識していたものと考えられ、併せて同時期に通算老齢年金に加算されない申立期間③に係る脱退手当金の請求を行ったものと考えられる。

さらに、申立期間②及び③に係る被保険者名簿のいずれにも脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立人の三女から聴取しても、申立人は生前受給したとは言っていなかったと述べるほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から29年2月15日まで  
② 昭和29年2月15日から33年4月1日まで

社会保険事務所で私の年金記録を調べてもらったところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことだった。

しかしながら、私は脱退手当金を請求した覚えは無いし、将来年金が受給できると信じていたので、もらっていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年8月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、56年1月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 厚生年金 事案 1737

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 38 年 12 月 29 日まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているのが分かったが、請求した記憶も受け取った記憶も無いので申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 12 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 35 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、34 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 33 名が資格喪失日から約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた一人の者は、事業所が請求手続をしてくれたと思うと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 2 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月1日から35年8月1日まで  
② 昭和36年3月1日から同年8月6日まで

申立期間前に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金をもらった記憶はあるが、申立期間の脱退手当金についてはもらった記憶が無いので、今回の申立てに至った。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の脱退手当金は昭和38年12月25日に支給決定されているが、被保険者台帳には同年11月に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されており、申立期間とその前の期間とを合算して脱退手当金の支給手続が行われたと考えられる上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。